

UCCグループの皆さまへ

団体傷害保険

傷害補償（標準型）特約セット団体総合生活補償保険

随時加入可
退職後も保険料を一括してお支払いいただくことで継続できます。

ご本人のみ補償する本人型から、ご家族の事　故によるケガも補償する家族型までセットをご用意しました。

保険期間（ご契約期間） 2026年8月31日午後4時から1年間
※中途加入の場合：「加入申込票」の到着後から補償が開始

- 事故によるケガは国内・国外問わず24時間補償！
- 「示談交渉サービス付」日常生活賠償がセット！
- オプションで携行品の補償も！

国内・国外を問わず、お仕事中や日常生活中・レジャー　中における さまざまな事故によるケガや法律上の損害賠償責任　を補償します。

団体割引 20% 適用

補償内容

傷害補償 家族型　夫婦型　本人型

- 交通事故によるケガ
- スポーツ中のケガ
- 旅行中のケガ
- 日常生活中のケガ

日常生活賠償 〈示談交渉サービスつき〉

※日常生活賠償特約セット

ご本人またはそのご家族が、日常生活中における偶然な事故により、他人の財物を壊したり、他人にケガをさせたり、電車等の運行不能（国内のみ）について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。（免責金額：0円）

<示談交渉サービスについて>
引受保険会社が被保険者であるお客さまに代わって、被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行います。損害賠償金の額の決定などの交渉に対するお客さまの不安を軽減します。（日本国内で発生した賠償事故に限ります）

・自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガを負わせた
・買い物中に誤って高価な商品を落として壊した
・水漏れをおこし階下のお宅に損害を与えた

※上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。
※話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

さらにオプションで 外出時の身の回り品 補償をセットできます。

携行品損害補償 ※携行品損害補償特約セット

日本国内・国外を問わず、住宅外において、被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により被害を被った場合に保険金をお支払います。（免責金額：1事故3,000円）

バックを奪われた
旅行先でカメラを誤って落として壊した

※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額　と保険料（払込方法：月払）職種級別A

●傷害入院保険金：支払限度日数180日・支払対象期間180日・免責期間0日
●傷害通院保険金：支払限度日数90日・支払対象期間180日・免責期間0日

エグゼクティ　ブタイプ

セット名	AA	BA	CA
型式	家族型	夫婦型	本人型
傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円		
傷害入院保険金日額	6,000円	6,000円	5,700円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中の手術）5倍（入院中以外の手術）をお支払い		
傷害通院保険金日額	4,000円	3,800円	4,000円
日常生活賠償保険金額	1億円		
月払保険料	6,460円	3,420円	1,920円

＋

セット名	A1A	B2A	C3A
携行品損害保険金額	20万円		
追加保険料	150円	120円	100円
月払保険料	6,610円	3,540円	2,020円

ナイスタイプ

セット名	HA	IA	JA
型式	家族型	夫婦型	本人型
傷害死亡・後遺障害保険金額	280万円	290万円	300万円
傷害入院保険金日額	3,600円	4,000円	3,900円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中の手術）5倍（入院中以外の手術）をお支払い		
傷害通院保険金日額	3,000円	2,700円	2,800円
日常生活賠償保険金額	1億円		
月払保険料	4,600円	2,460円	1,390円

＋

セット名	H1A	I2A	J3A
携行品損害保険金額	20万円		
追加保険料	150円	120円	100円
月払保険料	4,750円	2,580円	1,490円

パーソナルタイプ

セット名	OA	PA	QA
型式	家族型	夫婦型	本人型
傷害死亡・後遺障害保険金額	171万円	180万円	190万円
傷害入院保険金日額	2,400円	2,700円	2,700円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中の手術）5倍（入院中以外の手術）をお支払い		
傷害通院保険金日額	2,000円	1,800円	1,800円
日常生活賠償保険金額	1億円		
月払保険料	3,050円	1,650円	950円

＋

セット名	O1A	P2A	Q3A
携行品損害保険金額	20万円		
追加保険料	150円	120円	100円
月払保険料	3,200円	1,770円	1,050円

※記載の保険料は、被保険者（本人）数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20%適用）にて算出しております。
※傷害死亡・後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額は家族型・夫婦型とも、補償の対象となる方全員同一の保険金額となります。
※傷害死亡保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
※傷害後遺障害保険金は、その程度により傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。傷害死亡保険金と傷害後遺障害保険金は、重複してお支払いしますが、保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

職種級別の確認について
傷害補償保険料は被保険者（補償の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は「職種級別Ａ」にて算出しております。「職種級別Ｂ」の方の保険料および右記についてご不明点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

職種級別	職業分類
A	下記Ｂ以外の職業従事者・主婦・学生・無職者など
B	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

加入者・被保険者の範囲について

申込人（加入者）
UCCグループの役員および従業員ご本人

被保険者（補償の対象となる方）ご本人
①UCCグループの役員・従業員ご本人
②役員・従業員の配偶者、こども、両親、兄弟姉妹
③〈本人型のみ対象〉役員・従業員と同居している上記②以外の親族（※1）

被保険者（補償の対象となる方）範囲

補償項目	団体傷害保険		
	家族型	夫婦型	本人型
傷害補償	A	B	C
日常生活賠償	A（注）	A（注）	A（注）
携行品損害補償	A	B	C

A＝ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族（※1）および別居の未婚（※2）の子
B＝ご本人、ご本人の配偶者
C＝加入を希望される方ご本人
（※1）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
（※2）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
上記の続柄は、事故発生時の時におけるものをいいます。

（注）日常生活賠償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。



UCCグループの皆さまへ

団体ゴルファー保険

ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険

随時加入可
退職後も保険料を一括してお支払いいただくことで継続できます。

保険期間（ご契約期間）　**2026年8月31日午後4時から1年間**
※中途加入の場合：「加入申込票」の到着後から補償が開始

4つの補償がゴルフ場や練習場でのさまざまなリスクをカバーします。

団体割引 20% 適用

補償内容

第三者に対する賠償責任 〈ゴルファー賠償責任保険特約〉 国内・国外問わず	日本国内外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします
ゴルファーご自身の傷害（ケガ）の補償 〈ゴルファー傷害補償特約〉 国内・国外問わず	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合かつ、次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 ※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。 ※2 治療とは、医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
ゴルフ用品の損害 〈ゴルフ用品補償特約〉 国内・国外問わず	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損、曲損によって被保険者に発生した損害に対して、保険金をお支払いします。なお、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります
ホールインワン費用またはアルバトロス費用 〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約〉 国内のみ	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の９ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用（実費）をお支払いします。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

加入者・被保険者の範囲について

申込人（加入者）	UCCグループの役員および従業員ご本人
被保険者（補償の対象となる方）ご本人	

①UCCグループの役員・従業員ご本人
②役員・従業員の配偶者、こども、両親、兄弟姉妹
③役員・従業員と同居している上記②以外の親族（※）
（※）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
（注）賠償責任については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生したゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、話合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

支払限度額（保険金額）と保険料（払込方法：月払）

●傷害入院保険金：支払限度日数180日・支払対象期間180日・免責期間0日
●傷害通院保険金：支払限度日数90日・支払対象期間180日・免責期間0日

補償内容＼セット名	GA	GB	GC
ゴルファー賠償責任保険金額（免責金額0円）	1億円	1億円	1億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円
傷害入院保険金日額	7,500円	7,500円	7,500円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍（入院中）または5倍（入院中以外）		
傷害通院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円
ゴルフ用品保険金額	10万円	20万円	20万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	20万円	30万円	50万円
月払保険料	450円	610円	820円

※記載の保険料は、被保険者（本人）数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20%を適用）にて算出しております。

<ホールインワン・アルバトロス費用についてのご注意>
保険金のお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の「対象となるホールインワン等」に該当するものに限ります。
また、保険金を請求する際には、必ず、ホールインワン・アルバトロス費用の支払いを証明する領収書と次の「ホールインワン等を証明する書類または証拠」の提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
①次のア、イ.の両方が目撃（注）したホールインワン等 ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 など	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
②ホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等があるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できるビデオ映像等		
③公式競技において、上記①ア、イ.のいずれかの目撃（注）があるホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書		

ご注意
キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合に限り、保険金をお支払いします。
（注）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

特に重要なお知らせ

2026年8月31日始期

ＵＣＣジャパン株式会社

団体傷害保険・団体介護保険・団体医療保険・団体ゴルファー保険

同封のパンフレットとあわせて、必ずご覧ください。

●ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
●ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

詳しくは下記コードもしくはURLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明

【団体傷害保険】

GN24-300733

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300733.pdf

【団体介護保険】【団体医療保険】

GN24-300732

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf

【団体ゴルファー保険】

GN24-300785

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300785.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

【団体傷害保険】

GN25-300003

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300003.pdf

【団体介護保険】

GN25-300002

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300002.pdf

【団体医療保険】

GN25-300010

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300010.pdf

【団体ゴルファー保険】

GN24-300660

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN24-300660.pdf

健康状態告知についてのご案内

【団体介護保険】

GN24-300430

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300430.pdf

【団体医療保険】

GN24-300693

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300693.pdf

サービスのご案内

【団体傷害保険】【団体介護保険】【団体医療保険】

GN25-300063

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_s_GN25-300063.pdf

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2026年5月承認）A26-100336